

【国基準（※）の基本的な考え方】

※ 25年12月26日（国）子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料における対応方針案

＜新設基準＞

新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。

（具体的な方針）

- ① 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
- ② 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ③ 認定こども園特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

＜移行特例＞

幼稚園、保育所から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の基準の特例の考え方

- ④ 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- ⑤ なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。

その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。

- ⑥ 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

【都の対応方針を検討するにあたっての考え方】

- ① 国基準の基本的な考え方を踏まえ、都基準を検討する際には、次の点に留意する。
 - ・ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園の基準内容を踏まえ、国基準を適用することによる安全性及び教育・保育上の支障の有無を検討する。特に現行の認定こども園の都基準より国基準が緩やかな場合は、現行水準の適用可否を検討する。
 - ・ 国基準と異なる基準を適用する場合は、合理的かつ具体的な理由を整理する。
- ② 府省令で規定されず、今後の国規則、通知等で整理される項目については、都における規定の方向性・留意点を整理する。

1 各種基準項目

No	項目	新設基準				移行特例				
		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定 有 無	都の対応方針	国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定 有 無	都の対応方針	
		有	無			有	無			
1-1	施設位置	● 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む。）を前提とする。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	既存 幼稚園 既存 保育所	建物及びその附属設備が同一の敷地内 にない場合であっても設置可。 ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置す ることまでは求めない。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する
		● 認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は「園庭」とする。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
1-2	設備の 種類 設備関係 園庭	● 園庭は必置。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 教育的観点を重視し、代替遊戯場、屋上（バルコニー等を含む。）の面積算入は不可。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	既存 幼稚園 既存 保育所	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、代替遊戯場の面積算入可。	○		国基準を適用する
		↓		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する		満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、屋上の面積算入可。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する
1-3	面積基準	● ただし、屋上は一定の要件を満たせば面積算入可。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <屋上を活用する場合の条件> ① 耐火建築物であること ② 教育・保育が効果的に実施できる環境 ③ 屋上又は同一階に、便所、水飲み場等設置 ④ 防災(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意 ⑤ 地上の園庭と同様の環境の確保及び、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。 ⑥ 屋上の位置は、保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内 </div>		○						
1-3	面積基準	● 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。 ・ 満3歳以上児に係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方 ・ 満2歳児について、保育所基準による面積	○		国基準を適用する	既存 保育所	(現行の特例と同じ) 満3歳以上児の園庭の面積が保育所基準以上である場合には、幼稚園基準（1学級：330㎡等）を満たさなくてもよい。	○		国基準を適用する
						既存 幼稚園	(現行の特例と同じ) 幼稚園基準の面積基準と、満2歳児の幼児について保育所面積基準を合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。	○		国基準を適用する

No	項目	新設基準				移行特例					
		国基準		府省令規定	都の対応方針	国基準		府省令規定	都の対応方針		
		25.12.26(国)子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より				25.12.26(国)子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より					
有	無	有	無	有	無	有	無				
1-4	面積基準	園舎	● 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園の基準を満たすこと。	○		国基準を適用する	既存保育所	（現行の特例と同じ） 満3歳以上児の保育室又は遊戯室の面積が保育所基準を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。	○		国基準を適用する
1-5		保育室等	● 各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。 [園児1人当たり面積] ・乳児室：1.65㎡以上 ・ほふく室：3.3㎡以上 ・保育室・遊戯室：1.98㎡以上	○		乳児室、ほふく室を分けた面積基準とせず、「乳児室又はほふく室」として3.3㎡以上の面積基準とする。 その他は国基準を適用する。	既存幼稚園	（現行の特例と同じ） 園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準を満たしている場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。	○		1号認定子供がいない時間帯においては、2号認定子供の人数に応じた保育所基準（1人1.98㎡以上）面積を満たすこと。
1-6	設備関係 園舎の階数、保育室等の設置階 耐火条件等		● 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合は、3階建以上也可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
			● 保育室等の設置階については、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、2階に設置可。	○		国基準を適用する	既存保育所	（現行の特例と同じ） 保育室等の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準（待避に必要な設備）を満たしていれば、設置可。	○		国基準を適用する
			● 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可。 （満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可。）	○		国基準を適用する。 ただし、保育室等を3階以上に設置する場合には、避難の安全管理に関する措置を求める。	—	—	—	—	—
			● ただし、屋上が園庭面積算入対象となる場合（No1-2関係）で、当該屋上が保育室等と同一階又は上下1階内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上児の保育室等も3階以上に設置可。	○		【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する ただし、保育室等を3階以上に設置する場合には、避難の安全管理に関する措置を求める。	—	—	—	—	—



No	項目	新設基準				移行特例				
		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		都の対応方針
		有	無	有	無	有	無			
2-1	施設長の資格	● 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 上記と「同等の資質」を有する者として、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が認めた場合も可。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 「同等の資質」の具体的な判断指針（例：園長研修の受講等）を示す。		○	【方向性】 規則等で示されれば国基準を適用する。 ただし、「同等の資質」を有する者には、研修を受講する仕組みとする。	—	—	—	—	—
		● これらの扱いは、副園長・教頭についても準用。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-2	職員関係 教育・保育に従事する職員の資格	<法15条> 幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者。			国基準を適用する	—	—	—	—	—
		<法附則第5条> 施行日から起算して5年間は、幼稚園教諭免許又は保育士登録を受けた者。			国基準に加え、次の内容を追加。 ・学級担任は幼稚園教諭免許を有すること。 ・1号認定子供がいない時間帯は、保育従事職員の6割以上が保育士資格を有していること。	—	—	—	—	—
2-3	職員の種類	● 必置 ・ 調理員 (ただし調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は不要)	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 努力義務 ・ 副園長又は教頭 ・ 主幹養護教諭 ・ 養護(助)教諭、事務職員	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—

No	項目	新設基準				移行特例				
		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		都の対応方針
		有	無	有	無	有	無			
2-4	職員関係 職員配置、 学級編制	3歳以上児	● 1号認定、2号認定の違いにかかわらず満3歳以上児の教育時間は一体的に学級を編制。	○		国基準を適用する	—	—	—	—
			● 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則。	○		国基準を適用する	—	—	—	—
			● ただし、地域の実情等により異年齢児での学級編制可。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—
			● 学年途中で満3歳に達した子どもの取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱い可。		○	【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—
			● 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定。	○		国基準を適用する	—	—	—	—
			● 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭等を1人配置。	○		国基準を適用する	—	—	—	—
			● 特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—
2-5	短時間の 間 抜 勤 し 得 る 職 員		● 保育教諭等は常勤		○	【方向性】 国基準を適用する（常勤が前提であるため、規則等で特段規定されない予定）	—	—	—	—
			● 講師は短時間勤務可		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—
			● 1学級の幼児数は、35人以下が原則	○		国基準を適用する	—	—	—	—

No	項目		新設基準				移行特例					
			国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		都の対応方針	
			有	無	有	無	有	無	有	無		
2-6	設備関係	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育所それぞれで必要とする保育室等を全て設置。 (具体的な内容) ・ 保育室、遊戯室をそれぞれ必置。 ただし、特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可。 ・ 満3歳以上の子どもに係る保育室数は学級数以上。 ・ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。 ・ 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 ・ 特別な事情がある場合は職員室と保健室の兼用可。 	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—	
2-7			調理室	<ul style="list-style-type: none"> ● 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。 ※ 設備内容等は食品衛生法に関する条例等に従う。 	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
				<ul style="list-style-type: none"> ● ただし、食事の提供すべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可。 	○		国基準を適用しない。 食事を提供すべき子どもの数にかかわらず調理室(給食施設)の設置を必要とする。	—	—	—	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> ● 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。 		○		国基準を適用する	—	—	—	—	—	
2-7		その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—	
2-8			<ul style="list-style-type: none"> ● 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室の設置は努力義務。 	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—	
2-9	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の社会福祉施設との併用可(保育室等除く) 		○		国基準を適用する	—	—	—	—	—		
	他の施設設備の使用											

No	項目	新設基準				移行特例				
		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		都の対応方針
		有	無	有	無	有	無			
2-10	平等取扱い、 虐待・懲戒権 限濫用の禁 止、秘密保持 等	● 基本的に、保育所と同じ。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによる差別的取扱い不可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為不可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用不可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密の漏洩不可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-11	運営関係 教育時間・ 保育時間等	● 満3歳以上児の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間が標準。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 満3歳以上児の教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設定。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 1年の開園日数は、原則として日曜日・国民の祝休日を除いた日。	○		【方向性】 国の府省令等で規定予定のない国基準の開園日、開園時間の考え方を適用する。	—	—	—	—	—
		● 1日の開園時間は、原則として11時間。	○		【方向性】 国の府省令等で規定予定のない国基準の開園日、開園時間の考え方を適用する。	—	—	—	—	—
		● ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じた取扱い可。	○		【方向性】 通知で示される予定であり、国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間（4時間を標準とする）等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱い可。	○		【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-12	食事の提供 (提供範囲) (提供方法)	● 原則は自園調理、満3歳以上児については外部搬入可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 満3歳未満児に対する外部搬入は、公立も含め不可。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 2号子ども・3号子どもへの食事の提供は必須。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 1号子どもへの食事の提供は園の判断。	○		【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 2号子ども、3号子どもに対しても、保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、弁当持参可。	○		【方向性】 通知で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-13	園児要録・ 出席簿	● 全在園児に係る幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿を作成。	○		【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 転園時、進学時に園児要録（仮称）の抄本又は写しを当該児童の転園・進学した先に送付。	○		【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—

No	項目	新設基準				移行特例				
		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より		府省令規定		都の対応方針
		有	無	有	無	有	無			
2-14	研修等(法律 事項以外)	● 教育・保育に従事する者に限らず、施設 の職員は、必要な知識及び技能の修得 等に努める。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 施設は、職員に対して、研修の機会を 確保し、資質向上等を図らなければならない。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-15	職員会議	● 職員会議(園長の職務の円滑な執行に 資する)を置くことができる。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-16	運営状況評価	● 運営に関する自己評価の実施・結果公 表・結果の設置者への報告は、義務付 け。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 関係者評価と第三者評価は、いずれも 実施する努力義務。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-17	苦情解決	● 苦情受付窓口の設置等の必要な措置。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-18	家庭・地域と の連携、保護 者との連絡	● 現行の幼稚園、保育所、認定こども園 に係る規定について、全て包含するよう な内容を規定する。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-19	保健安全関係 (健康診断)	● 保育所と同様、健康診断は少なくとも 1年に2回実施。		○	【方向性】 規則で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-20	保健安全関係 (感染症に係 る臨時休業・ 出席停止)	● 感染症に係る臨時休業や出席停止は幼 稚園と同じ。 (法27条で学校保健安全法を準用)			国基準を適用する	—	—	—	—	—
		● 感染症に係る臨時休業を行った園に通 う、感染していない2号、3号認定の子 どもへの配慮事項等は別途検討。		○	【方向性】 規則・通知等で示されれば国基準を適用する	—	—	—	—	—
2-21	子育て支援	● 具体的な子育て支援事業の種類・実 施内容等は、公定価格等の議論と合わせ て検討。	○		国基準を適用する	—	—	—	—	—